

“DANCE THE STORY” バルカーカップ2026 楽曲規程

“DANCE THE STORY” バルカーカップ2026 にて使用する楽曲について以下の通り規定する。

1. 曲の選定

使用楽曲に関しては、以下の条件を満たすこと

- ① JASRAC、NexTone 等の音楽著作権管理団体の管理楽曲(管理状況で演奏、ビデオ、放送、配信にすべて〇がついているもの)
- ② 自身で著作者に対し演奏、改変等必要な許諾を取った楽曲（放送及び配信を行うことから出版レコード会社からも同様の許諾が必要）
- ③ 独自に制作されたオリジナル楽曲

2. 音源

使用音源については以下のとおりとする

- ① 市販の音源（CD・データ）を使用する

放送及び配信を行う観点から、日本レコード協会に加盟している出版社(*)から市販されている音源を使用する

* 日本レコード協会に加盟している出版社かどうかは、日本レコード協会の公式ウェブサイトに掲載されている会員一覧にて確認すること。なお、不明な場合は主催者に問い合わせること。

- ② 自身で権利処理を行った場合及び独自に制作されたオリジナル楽曲使用の場合は楽曲を収録したCD・データを使用する

3. 使用方法

大会当日の音響スタッフの対応可能な業務を考慮し、曲の使用方法を以下の通り定める

- ① 使用可能楽曲数は問わない
- ② 1曲目は途中からでなく曲のスタートから使用することとし、その後、別曲を繋げる際には必ずポーズ（無音部分）を挿入すること。
- ③ フェードイン、テンポの改変、編曲（曲中に違う音を乗せるなど）は禁止とする（自身で著作者、出版レコード会社に許諾を得た場合を除く）。

4. 提出期限

- ① 市販の楽曲を使用する場合

エントリー締切日までに使用楽曲の詳細及び楽曲の使用方法をエントリー申込先に提出すること

- ② 自身で著作者に対し許諾を取った楽曲を使用する場合

エントリー締切日までに使用楽曲の詳細及び著作者並びに出版レコード会社から許諾を得ていることを証明できる書類（やり取りしたメールなどでも可）をエントリー申込先に提出すること

- ③ 独自に制作されたオリジナル楽曲を使用する場合

大会開催日2週間前までに使用楽曲の詳細（作詞、作曲者氏名）を申込先に提出すること

※提出期限後の使用楽曲の変更は不可

5. 音源の返却

大会終了後、各選手に使用した CD ・ データを返却する

6. 規程の改定

本規程は主催者の判断により、改定される場合がある。